

第 61 回 理 事 会

2026 年 3 月 23 日 14 時 30 分
証券・金融商品あっせん相談センター
C会議室（Web 開催併用）

議 案

（報告事項）

第 1 号議案 2025 年 4 月～12 月における紛争解決業務等の状況について

第 2 号議案 2025 年度事業計画実施状況及び事業会計収支実績見込み
について

（審議事項）

第 3 号議案 2026 年度事業計画案及び事業会計収支予算案 並びに
2026 年度収支予算成立前における通常経費の支出等について

第 4 号議案 運営審議委員会委員の選任について

以 上

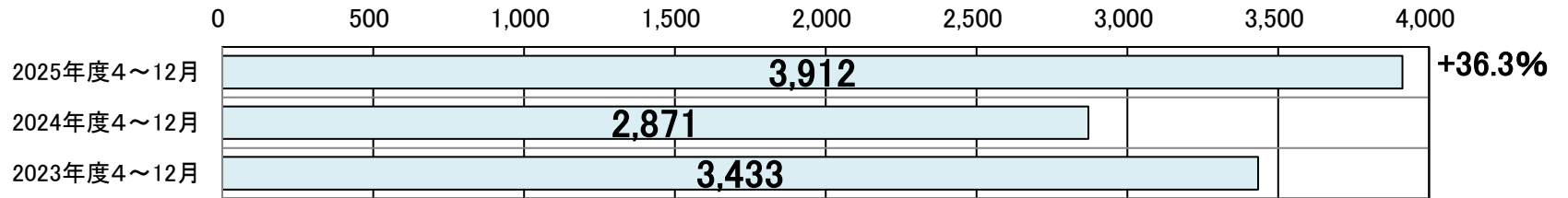
2025年度4～12月における紛争解決業務等の状況

2026年3月23日

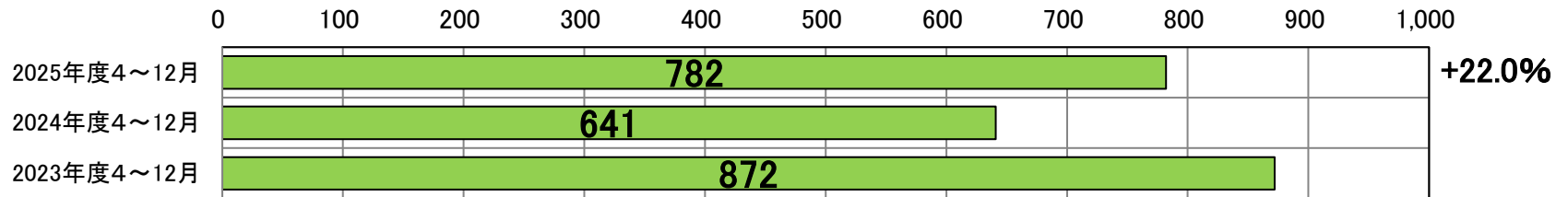
2025年度4～12月の相談、苦情、あっせんの状況について

1. 2025年度4～12月の相談、苦情、あっせん申立て件数

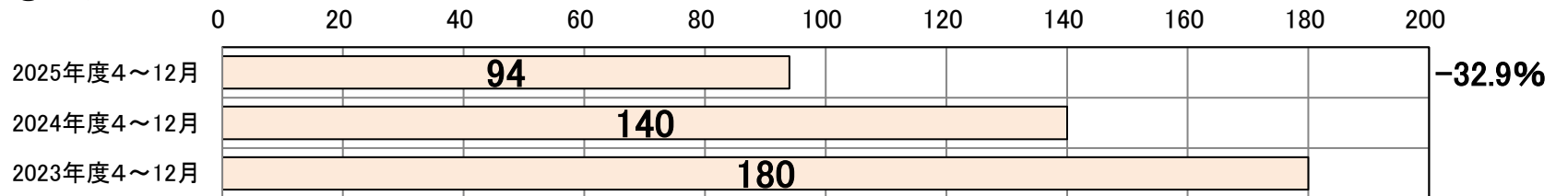
① 相談



② 苦情



③ あっせん申立て



概況：

前年同期に比べ、相談及び苦情の件数は大幅に増加（それぞれ+36.3%、+22.0%）したが、あっせん申立ての件数は大幅に減少（-32.9%）した。

2. 2025年度4～12月の相談、苦情、あっせん申立ての内容別内訳

① 相談

類 型	2025年度4～12月		2024年度4～12月	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
制度	1,113	28.5	953	33.2
うち証券会社	785	20.1	571	19.9
センター業務	143	3.7	142	4.9
取引制度	60	1.5	76	2.6
勧誘	122	3.1	143	5.0
うち説明義務	42	1.1	70	2.4
強引	37	0.9	32	1.1
適合性	29	0.7	30	1.0
売買取引	654	16.7	451	15.7
うち無断売買	286	7.3	29	1.0
売買一般	197	5.0	207	7.2
取引制度	122	3.1	127	4.4
事務処理	972	24.8	483	16.8
投資運用	14	0.4	15	0.5
投資助言	21	0.5	14	0.5
その他※	1016	26.0	812	28.3
合 計	3,912	100	2,871	100

概況：

前年度に比べ、類型では「制度」、「売買取引」及び「事務処理」に関する相談は大幅に増加（対前年比はそれぞれ+160件・+16.8%、+203件・+45.0%、+489件・+101.2%）した。内訳では「事務処理」に関する相談（972件）が最も多く、「制度」の「証券会社」に関する相談（785件）、「売買取引」の「無断売買」に関する相談（286件）が続いた。※「その他」には、当センターの対象業務ではない事項に関する相談等を含む。

2. 2025年度4～12月の相談、苦情、あっせん申立ての内容別内訳

② 苦情

類 型	2025年度4～12月		2024年度4～12月	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
勧誘	146	18.7	197	30.7
うち説明義務	74	9.5	138	21.5
強引	25	3.2	20	3.1
適合性	24	3.1	20	3.1
売買取引	323	41.3	227	35.4
うち無断	105	13.4	76	11.9
売買一般	92	11.8	52	8.1
取引制度	65	8.3	37	5.8
事務処理	246	31.5	168	26.2
投資運用	1	0.1	2	0.3
投資助言	12	1.5	8	1.2
その他	54	6.9	39	6.1
合 計	782	100	641	100

③ あっせん申立て

類 型	2025年度4～12月		2024年度4～12月	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
勧誘	64	68.1	130	92.9
うち説明義務	34	36.2	100	71.4
適合性	23	24.5	20	14.3
断定的判断の提供	3	3.2	7	5.0
売買取引	26	27.7	8	5.7
うち無断売買	5	5.3	1	0.7
過当売買	4	4.3	1	0.7
売却・解約阻止	2	2.1	1	0.7
事務処理	4	4.3	1	0.7
投資運用	-	-	1	0.7
投資助言	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	94	100	140	100

概況：

苦情では「事務処理」に関するもの、売買取引における「無断売買」に関するもの、勧誘時の「説明義務」に関するものが多い状況であった。

あっせん申立てでは、勧誘時の「説明義務」に関するものが多い状況であった。

3. 2025年度4～12月の相談、苦情、あっせん申立ての商品別内訳

商品の種類	相談				苦情				あっせん申立て			
	2025年4～12月		2024年4～12月		2025年4～12月		2024年4～12月		2025年4～12月		2024年4～12月	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
株式	957	24.5	736	25.6	325	41.6	233	36.3	21	22.3	11	7.9
債券(仕組債を除く)	152	3.9	139	4.8	39	5.0	44	6.9	9	9.6	12	8.6
仕組債	15	0.4	37	1.3	40	5.1	108	16.8	25	26.6	97	69.3
投資信託	247	6.3	242	8.4	106	13.6	80	12.5	12	12.8	8	5.7
有価証券デリバティブ	8	0.2	10	0.3	10	1.3	18	2.8	1	1.1	2	1.4
金融先物デリバティブ	69	1.8	119	4.1	57	7.3	59	9.2	4	4.3	7	5.0
CFD	17	0.4	12	0.4	28	3.6	12	1.9	14	14.9	-	-
その他のデリバティブ	-	-	2	0.1	1	0.1	1	0.2	1	1.1	1	0.7
暗号資産デリバティブ	1	0.0	-	-	4	0.5	1	0.2	1	1.1	-	-
商品関連デリバティブ	11	0.3	17	0.6	13	1.7	5	0.8	3	3.2	-	-
第2種関連商品	19	0.5	20	0.7	13	1.7	2	0.3	2	2.1	1	0.7
ラップ	28	0.7	19	0.7	7	0.9	8	1.2	1	1.1	1	0.7
先物オプション	3	0.1	6	0.2	1	0.1	-	-	-	-	-	-
STO	2	0.1	2	0.1	-	-	1	0.2	-	-	-	-
その他	2,383	60.9	1,510	52.6	138	17.6	69	10.8	-	-	-	-
合計	3,912	100	2,871	100	782	100	641	100	94	100	140	100

※1. 有価証券デリバティブは株価指数先物取引等です。金融先物デリバティブには、FX（外国為替証拠金取引）や通貨オプション取引を含みます。
CFDは差金決済取引のうち主に株価指数証拠金取引に関するものです。その他のデリバティブには通貨スワップ取引や金利スワップ取引を含みます。
第2種関連商品は集団投資スキーム取引等（匿名組合ファンドの募集等）を指します。

2. 当センターの対象業務ではない事項に関する相談も商品の種類に応じて分類しています。

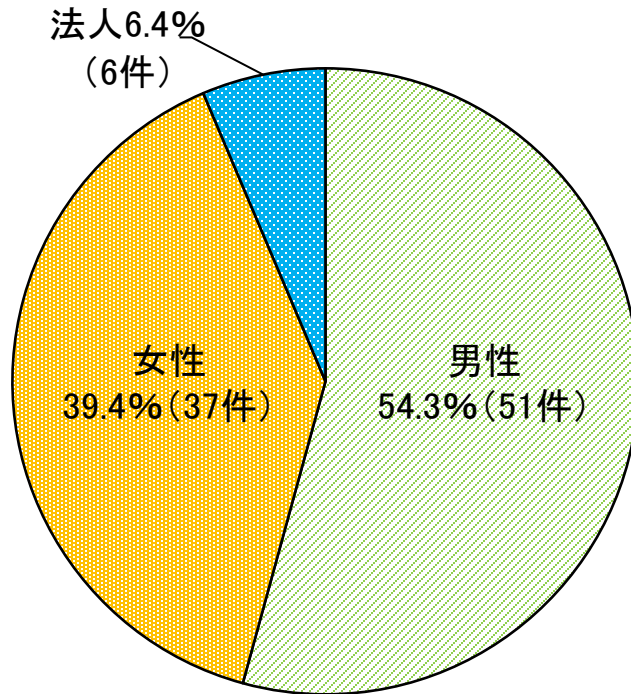
概況：

商品別の内訳では、相談及び苦情においては株式の割合が高く（それぞれ24.5%、41.6%）、あっせん申立てでは、債券のうち仕組債の割合が高い状況（26.6%）であった。

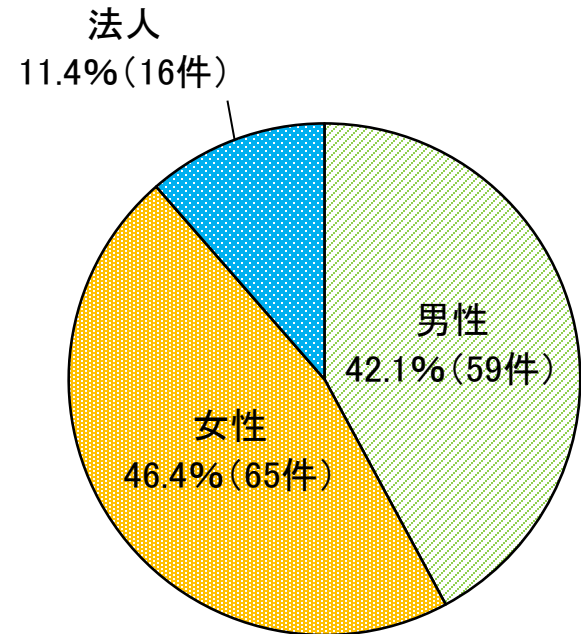
4. 2025年度4～12月のあっせん申立てについて

(1) あっせん申立者の個人(男/女)・法人別状況

< 2025年度4～12月(94件) >



< (参考) 2024年度4～12月(140件) >



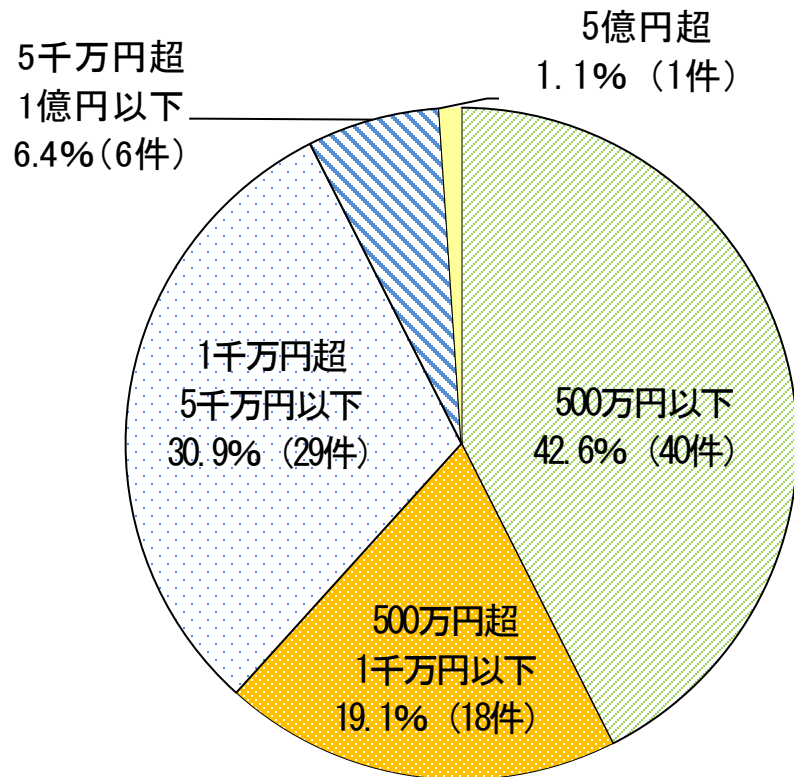
概況:

あっせん申立ての内訳は、男性54.3% (51件)、女性39.4% (37件)、法人6.4% (6件) となった。個人からの申立てが大勢を占める状況に変化はないが、法人からの申立て割合は減少した。

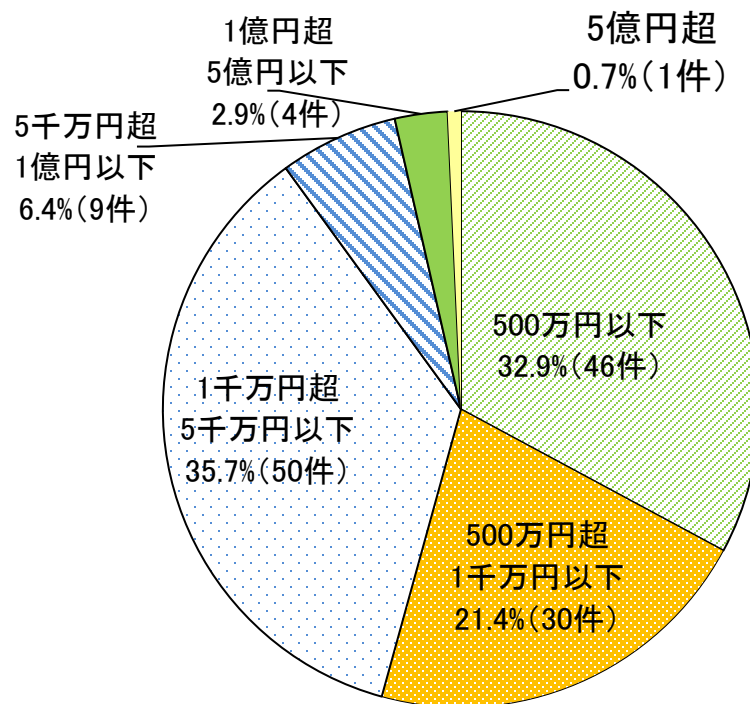
4. 2025年度4～12月のあっせん申立てについて

(2) あっせん申立てにおける請求金額

< 2025年度4～12月(94件) >



< (参考)2024年度4～12月(140件) >



概況:

あっせん申立ての請求金額は、1千万円以下が61.7% (58件) と過半を占めた。「1千万円超 5千万円以下」30.9% (29件)、「5千万円超 1億円以下」6.4% (6件)、「1億円超 5億円以下」はなく、「5億円超」1.1% (1件)の申立てがあった。なお、100万円以下の割合は16.0% (15件)であった。

5. 2025年度4～12月(119件)のあっせん終結事案について

(1) 概況

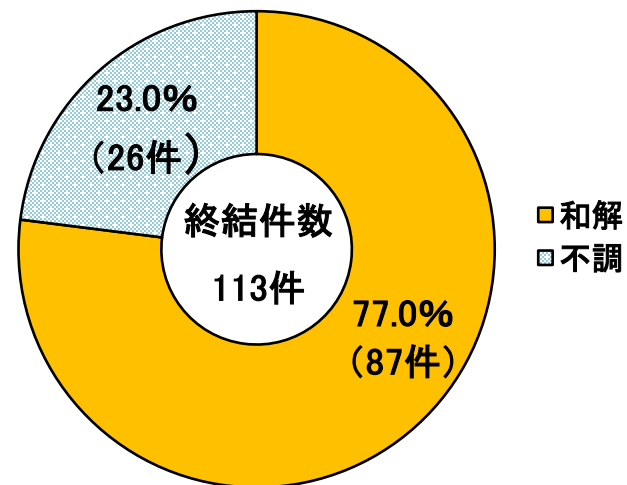
	2025年4～12月	2024年度4～12月
期初未済件数	54	85
新規申立件数	94	140
終結件数	119(6)	153(5)
期末未済件数	29	72

※()内は取り下げ等の件数。

(2) あっせん開催回数(取り下げを除く)

	2025年度4～12月 (113件)	2024年度4～12月 (148件)
1回	105	131
2回	6	16
3回	2	0
4回	0	0
5回	0	1
平均開催回数	1.1	1.1

(参考)終結結果

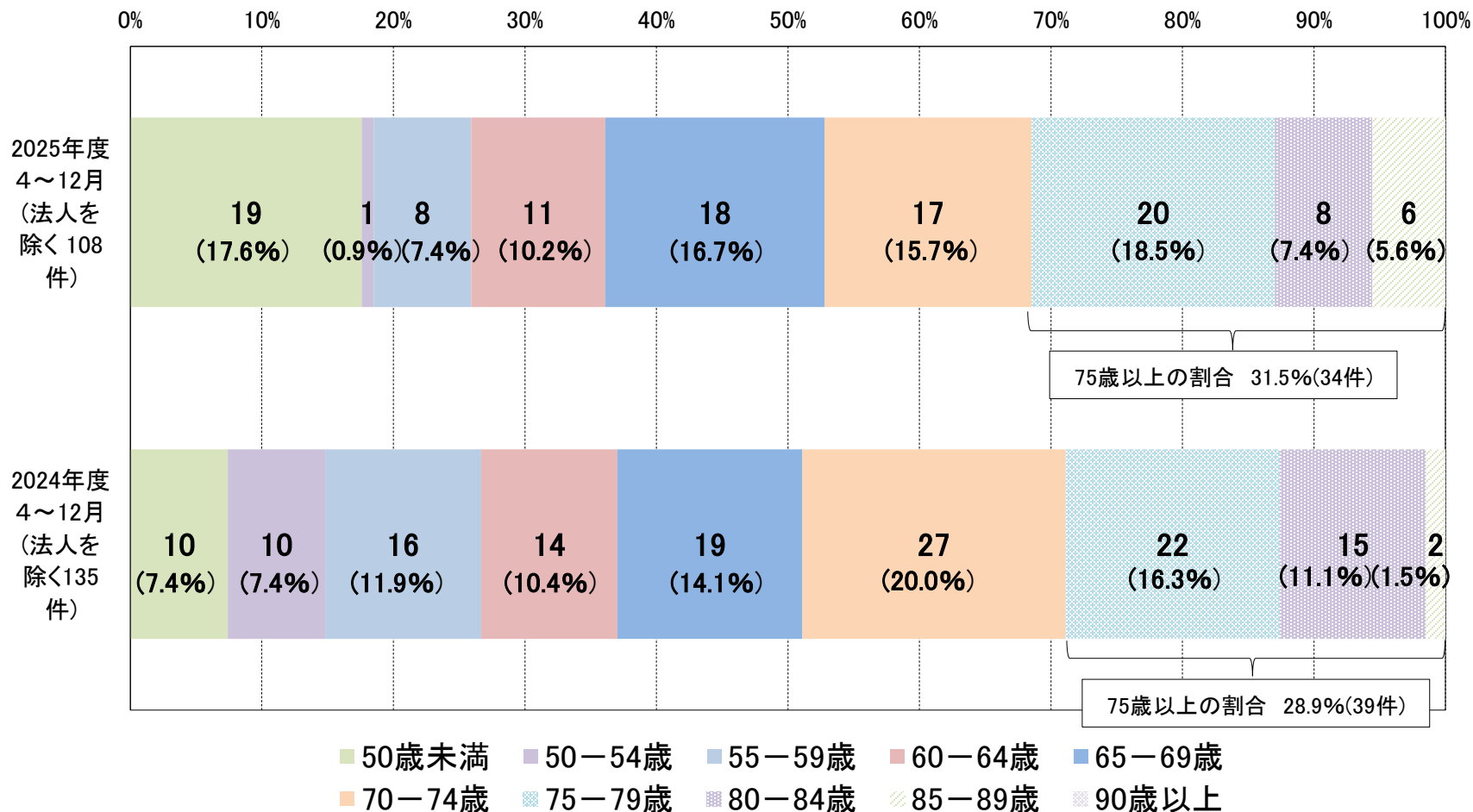


概況:

2025 4～12月に終結したあっせんの件数は113件(取り下げを除く)であった。その内訳は、和解87件、不調26件で、終結件数に占める和解件数の割合(和解率)は77.0%(前年同期75.0%・取り下げ等を除く)であった。あっせん開催回数は、1回の事案105件、2回の事案6件、3回の事案2件、平均開催回数は1.1回(前年同期1.1回)であった。

5. 2025年度4～12月（法人を除く108件）のあっせん終結事案について

（3）年齢別内訳



概況：

2025年度4～12月の終結事案（個人108件）における申立人のうち、75歳以上の高齢者の割合は31.5%、34件（前年同期28.9%、39件）であった。

資料 2-1

2025 年度 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）における事業計画実施状況

2026 年 3 月 23 日

証券・金融商品あっせん相談センター

事業計画	実施状況																
<p>【1】 苦情相談及び紛争解決業務の実施</p> <p>○ 金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、苦情及びあっせんの受付状況（2025 年 12 月末現在） <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">2025 年 4 月～12 月 末累計</th> <th style="text-align: center;">前年同期</th> <th style="text-align: center;">増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">相 談</td> <td style="text-align: center;">3,912</td> <td style="text-align: center;">2,871</td> <td style="text-align: center;">36.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">苦 情</td> <td style="text-align: center;">782</td> <td style="text-align: center;">641</td> <td style="text-align: center;">22.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あっせん</td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td style="text-align: center;">▲32.9%</td> </tr> </tbody> </table>		2025 年 4 月～12 月 末累計	前年同期	増 減	相 談	3,912	2,871	36.3%	苦 情	782	641	22.0%	あっせん	94	140	▲32.9%
	2025 年 4 月～12 月 末累計	前年同期	増 減														
相 談	3,912	2,871	36.3%														
苦 情	782	641	22.0%														
あっせん	94	140	▲32.9%														
<p>【2】 あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み</p> <p>○ あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん業務の資質向上及び意見交換等を目的とした「あっせん業務研究会」を東京会場で 9 月 4 日、大阪会場で 9 月 9 日及び福岡会場で 9 月 11 日に集合方式（一部 Web 参加）により開催 ・ 相談、苦情及びあっせん業務における相談員の資質の向上を図るため、相談・苦情処理・紛争解決業務の実務対応、情報セキュリティやメンタルヘルスケアに関する研修を実施 																
<p>【3】 紛争解決業務の情報提供</p> <p>○ 金融商品に係るトラブルの未然防止及び金融商品取引業者等のコンプライアンス態勢の充実向上に資する観点から、苦情処理、あっせん状況について適切に情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種統計及びあっせん状況等をホームページ上に公表 ・ 毎月、事業者と顧客間の紛争に関する未然防止・再発防止に役立つため、参考となる事例、典型的な事例を取りまとめた「あっせん事例集」を作成し、日本証券業協会の協会員に対し提供 ・ 同種の苦情の再発防止を図るため、投資者より申出のあった苦情の中から注意を要すると思われる事例を「苦情事例の概要」として四半期毎に取りまとめ、日本証券業協会の協会員に対し提供 ・ 毎月、すべての相談、苦情の事案及びあっせんの事案についての詳細情報を委託元 7 団体に対し提供 ・ 投資信託協会に対し、苦情及びあっせんの対象となった具体的商品名について毎月提供 																
<p>【4】 他のADR機関、自主規制団体等との緊密な連携</p> <p>○ 他のADR機関並びに自主規</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託元 7 団体との定期的な情報交換の実施（毎月実施） ・ 指定紛争解決機関（全国銀行協会、日本損害保険協会、生命保険協会等）の担当者との間で情報交換を適宜実施 ・ 各地の消費生活センターとの間で情報交換を適宜実施 																

事業計画	実施状況
<p>制団体である委託元7団体（日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、日本暗号資産等取引業協会及び日本STO協会）等との緊密な連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁の金融トラブル連絡調整協議会（2回）及び金融ADR連絡協議会（4回）に参加
<p>【5】普及啓発活動の実施</p> <p>○ 事例紹介等当センターのホームページ等の活用により、当センター及び金融ADR制度の意義、当センターの役割及び活動内容の理解浸透に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機関誌「FINMAC」の発行（2025年7月、同年12月：ホームページ上にて公表） これまでの活動内容を振り返り理解を深めて頂くための冊子「FINMACの15年 ― 証券・金融商品トラブルへの対応 ―」を取りまとめ、ホームページに掲載 機関誌「FINMAC」のシリーズ企画である「あっせん委員の眼」及び「相談員奮闘記」について、機関誌「FINMAC」とは別のコンテンツを設けて冊子に取りまとめ、ホームページに掲載 事業者等が窓口等において容易に配付できるような、コンパクトでかつ分かりやすいリーフレットを全面的に見直し（消費生活センター等への配付は2026年4月予定）
<p>【6】業務の質の向上に向けた継続的な取組み</p> <p>○ 金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっせん業務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活用、検証の実施等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あっせん委員の選任過程の透明性を高めるため、理事長の諮問機関である「あっせん委員候補者推薦委員会」を開催（2025年5月、2026年3月） あっせん業務研究会の開催（前掲） あっせん最終結果の概要を取りまとめ、あっせん委員に配付 証券取引等の適合性等に関する判例一覧を作成し、あっせん委員に配付 申立人の主張と裁判例（未定稿）等を作成し、あっせん委員に配付 理事会及び運営審議委員会等の外部有識者の意見を反映させた業務運営を実施 あっせん利用者から信頼感、納得感を得られるあっせん手続を提供するため、利用者に対し、アンケート調査を実施。2024年度通期の実施状況を取りまとめ、あっせん業務研究会で報告。2025年度上半期（4月～9月）の実施状況を取りまとめ、理事会及び運営審議委員会に報告 「2024年度の紛争解決業務等実施状況についての検証」、「2025年度上半期における紛争解決業務等実施状況の検証」を理事会及び運営審議委員会に報告

以上

資料 2 - 2

2025年度 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 事業会計収支実績見込

2026年3月23日

(単位:千円)

科 目	2025年度予算	同実績見込	差額 (実績見込-予算)	備 考
I 経常収入の部				
1 会費収入	4,993	6,993	2,000	
正会員会費収入	93	93	0	
賛助会員会費等収入	4,900	6,900	2,000	
2 助成金収入	100,000	100,000	0	
資本市場振興財団	100,000	100,000	0	
3 苦情相談・あっせん事業収入	315,736	309,743	-5,993	
諸団体負担金	259,477	259,477	0	
第2種金融商品取引業者負担金	42,202	40,946	-1,256	
あっせん利用負担金収入	10,577	7,487	-3,090	
あっせん申立金収入	3,480	1,833	-1,647	
経常収入計 (A)	420,729	416,736	-3,993	
II 経常支出の部				
1 事業費	311,506	293,467	-18,039	
◎相談、苦情解決及びあっせん事業支出	304,406	287,407	-16,999	
人件費等	209,210	203,572	-5,638	
相談員研修費用等	800	269	-531	
事務運営費	44,334	44,158	-176	
あっせん委員報酬・旅費等	38,453	30,788	-7,665	
相談員旅費及び会場費	4,509	1,975	-2,534	
あっせん等に係る諸費用	7,100	6,645	-455	
◎情報提供及び広報事業支出	7,100	6,059	-1,041	
広告宣伝費	4,150	4,360	210	
情報提供費	2,950	1,699	-1,251	
2 管理費	115,683	112,945	-2,738	
役員報酬	28,900	27,610	-1,290	
事務局運営費	29,100	27,663	-1,437	
賃借料	56,993	57,073	80	
諸謝金	690	600	-90	
3 予備費	10,000	0	-10,000	
経常支出計 (B)	437,189	406,412	-30,777	
当期収支差額 (A-B)	-16,460	10,324	26,784	
III その他資金収入の部				
その他資金収入合計 (C)	0	26	26	
IV その他資金支出の部				
その他資金支出合計 (D)	0	218	218	
当期収支差額 (A-B+C-D) (E)	-16,460	10,132	26,592	
繰越金当期取崩額 (F)	16,460	-10,132	-26,592	
差引当期繰越収支差額 (E+F) (G)	0	0	0	
繰越金				
期首繰越金有高 (H)	47,452	47,452	0	
繰越金当期変動額 (-F) (I)	-16,460	10,132	26,592	
期末繰越金有高 (H+I) (J)	30,992	57,584	26,592	

資料 2 - 3

2025年度「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」事業会計収支実績見込
2025年4月1日から2026年3月31日まで

令和8年3月23日
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

科 目		金 額 (単位：千円)		
I	経常収入の部			
1	会費等収入			
	正会員会費収入	93		
	賛助会員会費等収入	6,900	6,993	
2	助成金収入			
	資本市場振興財団	100,000	100,000	
3	苦情相談・あっせん事業収入			
	諸団体負担金	259,477		
	第2種金融商品取引業者負担金	40,946		
	あっせん利用負担金収入	7,487		
	あっせん申立金収入	1,833	309,743	
	経常収入合計 (A)			416,736
II	経常支出の部			
1	事業費			
	相談、苦情解決及びあっせん事業支出	287,407		
	情報提供及び広報事業支出	6,059	293,467	
2	管理費			
	役員報酬等	27,610		
	事務局運営費	27,663		
	賃借料	57,073		
	諸謝金	600	112,945	
3	予備費	0	0	
	経常支出合計 (B)			406,412
III	その他資金収入の部			
	その他資金収入合計 (C)	26	26	26
IV	その他資金支出の部			
	その他資金支出合計 (D)	218	218	218
V	当期収支差額 (A-B+C-D) (E)			10,132
	期首資金有高 (F)			47,452
	当期収支差額 (E)			10,132
	期末資金有高 (F+E) (G)			57,584

資料3-1

2026年度事業計画案
(2026年4月1日-2027年3月31日)

特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 苦情相談及び紛争解決業務の実施
金融ADR制度の趣旨にのっとり、金融商品取引業者等とその顧客である利用者との間の紛争等について、相談、苦情処理及び紛争解決業務を適切に実施する。
2. あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組み
あっせん業務研究会で意見交換を行うなど、あっせん委員及び相談員の資質の向上に向けた取組みを行う。
3. 紛争解決業務の情報提供
金融商品に係るトラブルの未然防止及び金融商品取引業者等のコンプライアンス態勢の充実向上に資する観点から、苦情処理、あっせん状況について適切に情報提供を行う。
4. 他のADR機関、自主規制団体等との緊密な連携
他のADR機関及び自主規制団体である委託元団体（日本証券業協会、資産運用業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、日本暗号資産等取引業協会及び日本STO協会）等との緊密な連携を図る。
5. 普及啓発活動の実施
事例紹介等当センターのホームページ等の活用により、当センター及び金融ADR制度の意義、当センターの役割及び活動内容の理解浸透に努める。
6. 業務の質の向上に向けた継続的な取組み
金融庁の金融トラブル連絡調整協議会及び金融ADR連絡協議会における議論等も踏まえつつ、当センターにおける理事会、運営審議委員会、あっせん委員候補者推薦委員会及びあっせん業務研究会等での審議、意見交換や利用者アンケート調査の活用、検証の実施等を通じ、当センターの業務全般の質の向上に向けて継続的な取組みを行う。

以上

資料 3-2

2026年度 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 事業会計収支予算案

2026年3月23日
(単位:千円)

科 目	2024年度予算	2025年度予算	2025年度 実績見込み	2026年度 予算案	備 考
I 経 常 収 入 の 部					
1 会費収入	4,996	4,993	6,993	4,293	
正会員会費収入	96	93	93	93	正会員見込31名 (@3千円)
賛助会員会費等収入	4,900	4,900	6,900	4,200	賛助会員 6 団体 (@700千円)
2 助成金収入	95,000	100,000	100,000	106,000	
資本市場振興財団	95,000	100,000	100,000	106,000	
3 苦情相談・あっせん事業収入	313,216	315,736	309,743	315,600	
諸団体負担金	258,134	259,477	259,477	259,477	
第2種金融商品取引業者負担金	43,250	42,202	40,946	41,155	直近の特定事業者数を勘案
あっせん利用負担金収入	8,902	10,577	7,487	11,362	過去3か年平均
あっせん申立金収入	2,930	3,480	1,833	3,606	過去3か年平均
經常収入計 (A)	413,212	420,729	416,736	425,893	
II 経 常 支 出 の 部					
1 事業費	313,734	311,506	293,467	315,838	
◎相談、苦情解決及びあっせん事業支出	306,634	304,406	287,407	308,738	
人件費等	209,210	209,210	203,572	209,210	
相談員研修費用等	800	800	269	800	
事務運営費	50,224	44,334	44,158	46,934	業務システム改修
あっせん委員報酬・旅費等	35,072	38,453	30,788	40,559	過去3か年平均、委嘱料等改定
相談員旅費及び会場費	4,228	4,509	1,975	4,135	過去3か年平均
あっせん等に係る諸費用	7,100	7,100	6,645	7,100	
◎情報提供及び広報事業支出	7,100	7,100	6,059	7,100	
広告宣伝費	4,150	4,150	4,360	4,150	
情報提供費	2,950	2,950	1,699	2,950	
2 管理費	109,340	115,683	112,945	116,750	
役員報酬	28,900	28,900	27,610	28,900	
事務局運営費	29,100	29,100	27,663	29,100	
賃借料	50,650	56,993	57,073	58,060	賃借料引上げ
諸謝金	690	690	600	690	
3 予備費	10,000	10,000	0	10,000	
經常支出計 (B)	433,074	437,189	406,412	442,588	
当期収支差額 (A-B)	-19,862	-16,460	10,324	-16,695	
III そ の 他 資 金 収 入 の 部					
その他資金収入合計 (C)	0	0	26	0	
IV そ の 他 資 金 支 出 の 部					
その他資金支出合計 (D)	5,231	0	218	0	
当期収支差額 (A+B+C-D) (E)	-25,093	-16,460	10,132	-16,695	
繰越金当期取崩額 (F)	25,093	16,460	-10,132	16,695	
差引当期繰越収支差額(E+F) (G)	0	0	0	0	
期首繰越金有高 (H)	42,575	47,452	47,452	57,584	
繰越金当期変動額 (-F) (I)	-25,093	-16,460	10,132	-16,695	
期末繰越金有高 (H+I) (J)	17,482	30,992	57,584	40,889	

資料 3-3

2026年度予算案 諸団体負担金内訳

2026年3月23日
(円)

団体名	基本負担金	実績負担金		負担金合計	(参考) 2025年度予算 負担金合計
		分担率	負担金額		
日本証券業協会	2,360,000	93.06%	230,367,238	232,727,238	231,591,873
資産運用業協会	5,410,000	1.55%	3,836,978	9,246,978	9,624,857
金融先物取引業協会	655,000	4.29%	10,619,766	11,274,766	11,718,847
第二種金融商品取引業協会	3,360,000	0.75%	1,856,603	5,216,603	6,029,825
日本暗号資産等取引業協会	65,000	0.34%	841,660	906,660	411,825
日本S T O協会	80,000	0.01%	24,755	104,755	99,773
合計	11,930,000	100.00%	247,547,000	259,477,000	259,477,000

(注1) 実績負担金は、各協会に係る相談、苦情及びあっせん申立ての実績に応じて分担する部分である。
分担率の算定に際しては、相談、苦情及びあっせん申立てについて、1：2：7の割合で勘案することとしている。

(注2) 資産運用業協会の(参考)欄は、投資信託協会と日本投資顧問業協会の合計金額である。

資料 3 - 4

2026年度「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」事業会計収支予算案
2026年4月1日から2027年3月31日まで

令和8年3月23日

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

科 目		金 額 (単位：千円)	
I	経常収入の部		
1	会費等収入		
	正会員会費収入	93	
	賛助会員会費等収入	4,200	4,293
2	助成金収入		
	資本市場振興財団	106,000	106,000
3	苦情相談・あっせん事業収入		
	諸団体負担金	259,477	
	第2種金融商品取引業者負担金	41,155	
	あっせん利用負担金収入	11,362	
	あっせん申立金収入	3,606	315,600
	経常収入合計 (A)		425,893
II	経常支出の部		
1	事業費		
	相談、苦情解決及びあっせん事業支出	308,738	
	情報提供及び広報事業支出	7,100	315,838
2	管理費		
	役員報酬	28,900	
	事務局運営費	29,100	
	賃借料	58,060	
	諸謝金	690	116,750
3	予備費		10,000
	経常支出合計 (B)		442,588
III	その他資金収入の部		
	その他資金収入合計 (C)		0
IV	その他資金支出の部		
	その他資金支出合計 (D)		0
V	当期収支差額 (A-B+C-D) (E)		-16,695
	期首資金有高		57,584
	次期繰越収支差額		40,889

2026 年度収支予算成立前における通常経費の支出等について（案）

2026 年 3 月 23 日

証券・金融商品あっせん相談センター

定款第 52 条に基づき、2026 年度収支予算成立前における通常経費の支出及び負担金等の徴収について、次のとおり取り扱うこととする。

1 通常経費の支出

新年度収支予算が総会で承認されるまでの間は、理事長の承認を得て通常必要と認められる経費を支出する。

2 負担金等の徴収

上記の通常経費を賄うため、業務の遂行上必要と認められる範囲内で負担金等を徴収することとする。

以 上

（参考）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター定款（抜粋）

（事業計画及び予算、事業報告及び決算）

第 51 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 52 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

運営審議委員会委員の選任について(案)

2026年3月23日

証券・金融商品あっせん相談センター

2026年3月31日付をもって上野委員（株式会社三菱UFJ銀行）が任期満了となり、また、同日付をもって岡田委員（一般社団法人日本投資顧問業協会）、杉江委員（一般社団法人投資信託協会）及び水野委員（野村証券株式会社）がそれぞれ辞任することに伴い、以下の方を運営審議委員会の委員にそれぞれ選任することとしたい。

候補者名	会社・役職名	就任予定日 (任期期限)
伊野 彰洋	一般社団法人資産運用業協会 副会長	2026年4月1日 (2026年6月30日)
坂田 秀樹	野村証券株式会社 代表取締役常務	2026年4月1日 (2026年6月30日)
森嶋 淳浩	株式会社みずほ銀行 常務執行役員	2026年4月1日 (2027年3月31日)

(敬称略、五十音順、会社・役職名は2026年4月1日(予定)のもの)

(注) 運営審議委員会規則第3条第3項の規定により、運営審議委員会委員の任期は、就任の日から1年となっております。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以 上